

介護老人保健施設 ヴォーリス老健センター【入所】 利用料金表

(別紙1)

超強化型	負担段階	基本サービス費	※1	※2	1割相当分(円)①	2割相当分(円)②	3割相当分(円)③	居住費(円)④	食費(円)⑤※3	日額(円)1割相当①+④+⑤	日額(円)2割相当②+④+⑤	日額(円)3割相当③+④+⑤	1割月額(約30日)円	2割月額(約30日)円	3割月額(約30日)円	
要介護1	個室	第4段階	788	103	67	972	1,943	2,915	1,700	2,100	4,772	5,743	6,715	143,160	172,290	201,450
		第3段階②							1,370	1,360	3,702			111,060		
		第3段階①							1,370	650	2,992			89,760		
		第2段階							550	390	1,912			57,360		
		第1段階							550	300	1,822			54,660		
	多床室	第4段階	871	103	73	1,062	2,124	3,185	700	2,100	3,862	4,924	5,985	115,860	147,720	179,550
		第3段階②							430	1,360	2,852			85,560		
		第3段階①							430	650	2,142			64,260		
		第2段階							430	390	1,882			56,460		
		第1段階							0	300	1,362			40,860		
要介護2	個室	第4段階	863	103	72	1,053	2,105	3,158	1,700	2,100	4,853	5,905	6,958	145,590	177,150	208,740
		第3段階②							1,370	1,360	3,783			113,490		
		第3段階①							1,370	650	3,073			92,190		
		第2段階							550	390	1,993			59,790		
		第1段階							550	300	1,903			57,090		
	多床室	第4段階	947	103	79	1,145	2,290	3,435	700	2,100	3,945	5,090	6,235	118,350	152,700	187,050
		第3段階②							430	1,360	2,935			88,050		
		第3段階①							430	650	2,225			66,750		
		第2段階							430	390	1,965			58,950		
		第1段階							0	300	1,445			43,350		
要介護3	個室	第4段階	928	103	77	1,124	2,247	3,371	1,700	2,100	4,924	6,047	7,171	147,720	181,410	215,130
		第3段階②							1,370	1,360	3,854			115,620		
		第3段階①							1,370	650	3,144			94,320		
		第2段階							550	390	2,064			61,920		
		第1段階							550	300	1,974			59,220		
	多床室	第4段階	1,014	103	84	1,218	2,436	3,654	700	2,100	4,018	5,236	6,454	120,540	157,080	193,620
		第3段階②							430	1,360	3,008			90,240		
		第3段階①							430	650	2,298			68,940		
		第2段階							430	390	2,038			61,140		
		第1段階							0	300	1,518			45,540		

超強化型	負担段階	基本サービス費	※1	※2	1割相当分(円)①	2割相当分(円)②	3割相当分(円)③	居住費(円)④	食費(円)⑤ ※3	日額(円)1割相当①+④+⑤	日額(円)2割相当②+④+⑤	日額(円)3割相当③+④+⑤	1割月額(約30日)円	2割月額(約30日)円	3割月額(約30日)円	
要介護4	個室	第4段階	985	103	82	1,187	2,373	3,559	1,700	2,100	4,987	6,173	7,359	149,610	185,190	220,770
		第3段階②							1,370	1,360	3,917			117,510		
		第3段階①							1,370	650	3,207			96,210		
		第2段階							550	390	2,127			63,810		
		第1段階							550	300	2,037			61,110		
	多床室	第4段階	1,072	103	88	1,281	2,562	3,842	700	2,100	4,081	5,362	6,642	122,430	160,860	199,260
		第3段階②							430	1,360	3,071			92,130		
		第3段階①							430	650	2,361			70,830		
		第2段階							430	390	2,101			63,030		
		第1段階							0	300	1,581			47,430		
要介護5	個室	第4段階	1,040	103	86	1,247	2,493	3,739	1,700	2,100	5,047	6,293	7,539	151,410	188,790	226,170
		第3段階②							1,370	1,360	3,977			119,310		
		第3段階①							1,370	650	3,267			98,010		
		第2段階							550	390	2,187			65,610		
		第1段階							550	300	2,097			62,910		
	多床室	第4段階	1,125	103	92	1,339	2,677	4,016	700	2,100	4,139	5,477	6,816	124,170	164,310	204,480
		第3段階②							430	1,360	3,129			93,870		
		第3段階①							430	650	2,419			72,570		
		第2段階							430	390	2,159			64,770		
		第1段階							0	300	1,639			49,170		

	加算種類	単位	算定要件等
必須加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上である場合もしくは介護職員の総数のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上である場合
	夜勤職員配置加算	24	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たす場合
	在宅復帰在宅療養支援機能加算Ⅱ	46	介護老人保健施設の持つ在宅復帰・在宅療養支援機能を評価し、厚生労働大臣が定める基準に適合している場合
	栄養マネジメント強化加算	11	管理栄養士を利用者50名に対し1名以上配置し、継続的な栄養管理を強化して実施した場合
	認知症ケア加算（専門棟のみ）	76	日常生活自立度がⅢ以上の認知症専門棟に入所の方
※2	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1ヶ月あたりの総単位数にサービス別加算率(7.5%)を乗じた負担	介護職員の処遇を改善し、介護サービスの質を向上させることを目的とした加算

※3 【内訳】朝食：490円、昼食(おやつ含む)：900円、夕食：710円

※ 1単位は10.14円で計算いたします。

※ 端数処理計算の関係上、実際の請求額とずれる場合がございます。

第4段階・・・市民税課税世帯の方
第3段階②・・・市民税非課税世帯で、非課税年金を含む年金収入額とその他の合計所得額が120万円超の方
第3段階①・・・市民税非課税世帯で、非課税年金を含む年金収入額とその他の合計所得額が年間80万円超120万円以下の方
第2段階・・・市民税非課税世帯で、非課税年金を含む年金収入額とその他の合計所得額が年間80万円以下の方
第1段階・・・市民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受給している方
(負担軽減を受けるには「介護保険負担限度額認定証」が必要になります。詳しくは、市の窓口にお問い合わせ下さい。)

*該当する場合にのみ加算

加算種類	算定要件等	単位数	加算料金 (円) 1日(回) 【1割】	加算料金 (円) 1日(回) 【2割】	加算料金 (円) 1日(回) 【3割】
ターミナルケア加算 (31～45日)	医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断され、入所者又はその家族等の同意を得てターミナル(看取り)ケアに係る計画を作成し、施設でのターミナル(看取り)ケアを行った	72	73	146	219
ターミナルケア加算 (4～30日)		160	163	325	487
ターミナルケア加算 (2～3日)		910	923	1,846	2,769
ターミナルケア加算 (死亡日)		1,900	1,927	3,854	5,780
外泊費用(ひと月6日限度)	外泊された場合(初日及び最終日は含まない)	362	367	734	1,101
外泊時在宅サービス利用費用(ひと月6日限度)	外泊時に施設が在宅サービスを提供した場合	800	812	1,623	2,434
初期加算Ⅰ(入所日から30日間)	急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し入所した場合	60	61	122	183
初期加算Ⅱ(入所日から30日間)	上記以外の場合	30	31	61	92
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ/日(入所後3ヶ月まで)	認知症入所者に対し、記憶の訓練、日常生活活動の訓練等のリハビリを集中的に提供し、退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成した場合(1週につき3日を限度)	240	244	487	730
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ/日(入所後3ヶ月まで)	認知症入所者に対し、記憶の訓練、日常生活活動の訓練等のリハビリを集中的に提供した場合(1週につき3日を限度)	120	122	244	365
認知症専門ケア加算Ⅰ/日	施設入所者の総数のうち認知症の方が占める割合が2分の1以上で、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者が必要数配置している場合	3	3	6	9
認知症専門ケア加算Ⅱ/日	認知症専門ケア加算(Ⅰ)を満たし、且つ認知症ケアに関する研修計画を作成し研修を実施している場合	4	4	8	12

加算種類	算定要件等	単位数	加算料金 (円) 1日(回) 【1割】	加算料金 (円) 1日(回) 【2割】	加算料金 (円) 1日(回) 【3割】
認知症チームケア推進加算Ⅰ/月	認知症チームケア推進加算Ⅱに加え、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置している場合	150	153	305	457
認知症チームケア推進加算Ⅱ/月	認知症の行動・心理症状(BPSD)の予防及び出現時の早期対応に資するチームケアを実施している場合	120	122	244	365
若年性認知症利用者受入加算 (65歳未満の場合・1日につき)/日	若年性認知症入所者ごとに個別に担当者を定め、サービス提供を行った場合	120	122	244	365
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所した日から起算して7日を限度)/日	医師が、認知症行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断された場合	200	203	406	609
短期集中リハビリテーション実施 加算Ⅰ/日	入所日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的な個別リハビリテーションを行ない、1月に1回以上ADLの評価を行い、評価結果等を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直している場合	258	262	524	785
短期集中リハビリテーション実施 加算Ⅱ/日	入所日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的な個別リハビリテーションを行った場合	200	203	406	609
リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算Ⅰ/月	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅱを満たし、口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定し、口腔の健康状態や栄養状態に関する情報を関係職種で共有している場合	53	54	108	162
リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算Ⅱ/月	リハビリテーション計画書の内容等を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画書の内容を見直す等、リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合	33	34	67	101
経口移行加算(1日)	経管により食事を摂取している利用者に対し、経口移行計画を作成し経口による食事を進めるための支援を行った場合	28	29	57	85
経口維持加算Ⅰ/月	経口により食事を摂取し、著しい摂食障害により誤嚥が認められる利用者に対し、経口維持計画を作成し、継続して経口での食事摂取を進めるための栄養管理を行った場合	400	406	812	1,217
経口維持加算Ⅱ/月	上記加算Ⅰの算定に加え、会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合	100	102	203	305
療養食加算(1食)	入所者の病状等に応じて、糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食等の療養食を提供した場合	6	6	12	18
再入所時栄養連携加算	当該施設の入所者が医療機関に入院し、医師が特別食又は嚥下調整食を提供する必要性を認めた場合、再入所時に医療機関と連携し栄養ケア計画を策定した場合	200	203	406	609
退所時栄養情報連携加算	特別食を必要とする入所者又は低栄養状態であると医師が判断した利用者が居宅に退所する際、退所先の医療機関等に対して、栄養管理に関する情報を提供した場合	70	71	142	213

加算種類	算定要件等	単位数	加算料金 (円) 1日(回) 【1割】	加算料金 (円) 1日(回) 【2割】	加算料金 (円) 1日(回) 【3割】
口腔衛生管理加算Ⅰ/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上行った場合	90	92	183	274
口腔衛生管理加算Ⅱ/月	上記加算Ⅰに加え、口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合	110	112	223	335
所定疾患施設療養費Ⅰ (ひと月7日限度)	肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪を発症した入所者に対して、検査、投薬、注射、処置等を行った場合	239	243	485	727
所定疾患施設療養費Ⅱ (ひと月10日限度)	感染対策に関する研修を受講した当該施設の医師が、肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪を発症した入所者に対して、検査、投薬、注射、処置等を行った場合	480	487	974	1,461
入所前後訪問指導加算Ⅰ	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合	450	457	913	1,369
入所前後訪問指導加算Ⅱ	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目的を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合	480	487	974	1,461
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰ イ	入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合	140	142	284	426
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰ ロ	施設において薬剤を評価・調整した場合	70	71	142	213
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ	上記加算Ⅰに加え、服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方にあたり必要な情報を活用した場合	240	244	487	730
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲ	上記加算Ⅰ・Ⅱに加え、減薬に至った場合	100	102	203	305
試行的退所時指導加算(退所時1回)	退所が見込まれる入所期間が1ヶ月を超える利用者をその居宅において試行的に退所させる場合において、入所者及び家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合	400	406	812	1,217
退所時情報提供加算Ⅰ(退所時1回)	居宅等へ退所する入所者について、退所後の主治医に対し診療状況、心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合	500	507	1,014	1,521
退所時情報提供加算Ⅱ(退所時1回)	医療機関へ退所する入所者について、退所後の医療機関に対し診療状況、心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合	250	254	507	761
入退所前連携加算Ⅰ	下記加算に加え、入所予定日前30日以内または入所後30日以内に、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合	600	609	1,217	1,826

加算種類	算定要件等	単位数	加算料金 (円) 1日(回) 【1割】	加算料金 (円) 1日(回) 【2割】	加算料金 (円) 1日(回) 【3割】
入退所前連携加算Ⅱ	退所に先立って入所者の希望する居宅介護支援事業者に対して、必要な情報を提供し、かつ連携して退所後の居宅サービスの調整を行った場合	400	406	812	1,217
協力医療機関連携加算Ⅰ/月	要件を満たした協力医療機関と入所者の現病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合	50	51	102	153
協力医療機関連携加算Ⅱ/月	上記以外の協力医療機関と入所者の現病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合	5	5	10	15
訪問看護指示加算	退所後、訪問看護サービスを利用するにあたり、施設医師が訪問看護指示書を作成・交付した場合	300	305	609	913
緊急時施設療養費(ひと月3日限度)	入所者の病状が重篤となり、救命救急医療が必要な場合に、応急的な治療管理を行った場合	518	526	1,051	1,576
褥瘡マネジメント加算Ⅰ/月	入所者ごとに褥瘡の評価を定期的に行い、多職種が共同して褥瘡ケア計画を作成し管理を行い、その情報を厚生労働省に提出し、その情報を有効活用した場合	3	3	6	9
褥瘡マネジメント加算Ⅱ/月	上記加算Ⅰに加え、確認の結果、褥瘡が認められた入所者について、褥瘡が治癒した場合。評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者について、褥瘡の発生が無い場合	13	14	27	40
排せつ支援加算Ⅰ	排せつに介護を要する利用者に対して評価を定期的に行い、多職種が共同して支援計画を作成し、その情報を厚生労働省に提出し、排泄支援に当たってその情報を活用している場合	10	11	21	31
排せつ支援加算Ⅱ	上記加算Ⅰに加え、入所時と比較して、排尿・排便状態の一方が改善している場合、またはおむつ使用ありから使用なしに改善した場合	15	16	31	46
排せつ支援加算Ⅲ	上記加算Ⅰに加え、入所時と比較して、排尿・排便状態の一方が改善し、おむつ使用ありから使用なしに改善した場合	20	21	41	61
自立支援推進加算/月	医師が行う医学的評価の結果を厚生労働省に提出し、多職種が共同して支援計画を策定、自立支援促進のために必要な情報を活用することにより算定	300	305	609	913
科学的介護推進体制加算Ⅰ/月	入所者の心身状況等に係る基本情報を厚生労働省に提出し、サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合	40	41	81	122
科学的介護推進体制加算Ⅱ/月	上記加算Ⅰに加え、疾病の状況や服薬情報を厚生労働省に提出している場合	60	61	122	183
安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備している場合	20	21	41	61

加算種類	算定要件等	単位数	加算料金 (円) 1日(回) 【1割】	加算料金 (円) 1日(回) 【2割】	加算料金 (円) 1日(回) 【3割】
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ/月	医療機関との連携体制を構築し、院内感染対策に関する研修等に参加し、助言や指導を受けている場合	10	11	21	31
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ/月	医療機関から院内感染制御等の実地指導を受けている場合	5	5	10	15
新興感染症等施設療養費 (ひと月5日限度)	入所者が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、サービス提供を行った場合	240	244	487	730
生産性向上推進体制加算Ⅰ/月	下記加算に加え、介護機器を複数活用し、業務分担の取得等を行い、取り組みによる成果が確認された場合	100	102	203	305
生産性向上推進体制加算Ⅱ/月	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、必要な安全対策を講じ、取り組みの実績を厚生労働省に提出した場合	10	11	21	31

*その他

特別な室料	(個室)	2,000 (税込) /日
	(2人部屋)	500 (税込) /日
文書料		3,300 (税込)
特殊診断書		5,500 (税込)
領収書再発行		1,100 (税込) /1月
理美容代 (業者)		実費
特別な食事費 (利用者の選択による特別な食事を提供した場合)		実費
教養娯楽費趣味活動材料費など、必要時に徴収		実費
日用品セット (業者)		業者より請求

※介護保険サービス加算料金、その他の料金については、要介護度や負担段階に関係なく共通料金です。

※ご利用者の希望に基づいて物品を購入する場合やご利用者からの負担が適当であると認められるものは、実費をお支払い頂きます。

※利用料金は法令改正や経済情勢等により変更になることがあります。